

50	保健医療局	がん予防・健康づくり等の取組の充実
事業概要	<p>がん死亡率の減少に向け、「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」（平成30年3月）に基づき、予防、がん検診受診による早期発見の重要性について普及啓発を行うとともに、都民が質の高いがん検診を受診できるように体制の整備を図る。</p> <p>また、どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現に向け、「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月）に基づき、総合目標である「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を達成するため、生活習慣病の発症予防や生活習慣改善の取組を行っている。</p> <p>○ 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都がん対策推進計画（第二次改定） 平成30年度から令和5年度まで</li> <li>・ 東京都健康推進プラン21（第二次） 平成25年度から令和5年度まで</li> </ul>	
これまでの経過	<p>平成13年10月 東京都健康推進プラン21策定</p> <p>平成18年3月 東京都健康推進プラン21後期5か年戦略策定</p> <p>平成20年3月 東京都健康推進プラン21新後期5か年戦略策定</p> <p>同 上 東京都がん対策推進計画策定</p> <p>平成25年3月 東京都健康推進プラン21（第二次）策定</p> <p>同 上 東京都がん対策推進計画（第一次改定）策定</p> <p>平成30年3月 東京都がん対策推進計画（第二次改定）策定</p> <p>平成31年3月 東京都健康推進プラン21（第二次）中間評価</p>	
現在の進行状況	<p><b>【東京都健康推進プラン21（第二次）の推進、最終評価及び次期計画の検討】</b></p> <p>○ 東京都健康推進プラン21推進会議 東京都健康推進プラン21（第二次）の最終評価や次期計画策定に向けた総合的な議論を行うとともに、引き続きプラン21（第二次）の進捗管理を実施するため、「東京都健康推進プラン21推進会議」を3回開催予定 また、領域ごとに最終評価や次期計画の策定に向けた検討を行うとともに、今後の具体的施策を検討するため、「評価・策定部会」を3つ設置し、各2回開催予定</p> <p>○ 健康づくり事業推進指導者育成事業 地域や職域において指導的立場で健康づくりを担う人材育成のための研修を実施</p> <p>○ 生活習慣改善推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体活動量（歩数）の増加に向け、区市町村等が作成したウォーキングマップを掲載するポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」について、マップの追加・更新等によりコンテンツを充実</li> </ul>	

現在の進行状況

- ・ 都民の野菜摂取量の増加に向け、調理師団体等と連携し作成した「野菜たっぷり簡単レシピ」をレシピ検索サイト等に掲載
  - ・ 野菜メニュー店（1食当たり120g以上の野菜を使用したメニューがある店）や関係機関・関係団体等と連携し、都民に野菜摂取を促す普及啓発を実施
  - ・ 職域向けイベント等を通じて、「適切な睡眠の意義やとり方」等に関するパネルやポスターの展示、リーフレット配布を行い、企業経営者や人事労務担当者、働き盛り世代個人に対して、睡眠に関する正しい知識の普及啓発を実施予定
  - ・ 日常生活において負担感なく実践できる健康づくりのポイントを紹介する特設サイト「with コロナ時代の健康づくりガイド」について、プロスポーツクラブと連携した特集ページを作成し、「こころの健康」「運動（身体活動）」「食生活（栄養）」の内容拡充を図るとともに、特設サイトの周知動画を作成し、広報予定
- 職域健康促進サポート事業  
都がこれまで実施してきた健康づくり、がん対策、肝炎対策及び感染症対策の知見の効果的な普及啓発と事業者における取組の促進を図るため、東京商工会議所が養成する「健康経営アドバイザー」を活用し、事業者に対する取組支援を実施
- 糖尿病予防のための普及啓発
- ・ 都民や職域向けの発症予防リーフレット・パンフレットなどによる普及啓発
  - ・ 糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事・運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などをテーマとする講演会を医療保険者等向けに開催
  - ・ 世界糖尿病デーに合わせて都庁舎・都立施設等のブルーライトアップを実施
- 【がん予防対策の推進強化等】**
- がん検診受診促進のための事業の実施  
関係団体等と協働したキャンペーンや様々な広報媒体を活用したターゲットを絞った効果的な普及啓発により、がん検診の一層の受診促進の取組を展開（各種イベント、都庁舎ライトアップ、ポスター等の作成・配布、区市町村への支援等）
- 検診実施体制の整備
- ・ 区市町村におけるがん検診の精度管理評価を実施
  - ・ 検診従事者を対象として、マンモグラフィ読影医師等養成研修（医師向け2回、技師向け2回）及び胃内視鏡検査従事者研修（1回）を実施予定
  - ・ 職域がん検診の受診率、精度管理の向上を図るため、職域団体との連携等により企業への普及啓発・取組支援を実施
- がん登録事業  
平成24年4月地域がん登録室設置、同年7月登録開始  
平成28年1月から全国がん登録開始

<p>現在の進行状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん登録の活用によるがん検診精度管理向上事業 区市町村が行うがん検診の質の向上を支援するため、がん検診の精度管理に活用するための手順書を作成し、区市町村へ配布</li> <li>○ 東京都生活習慣病検診従事者講習会の実施 がん検診従事者及び細胞診従事者対象：年間 10 回実施予定</li> </ul> <p><b>【たばこによる健康影響防止対策の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 喫煙の健康影響に関する普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学 4 年生～高校生を対象とした 20 歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクールの実施</li> <li>・ 授業で活用できる禁煙教育の副教材を小・中・高別に配布</li> <li>・ 喫煙率の高い 30 歳代及び 40 歳代の男性を主な対象にした、両親学級等でも活用できる禁煙啓発リーフレットを増刷・配布</li> <li>・ モデル事業として、喫煙習慣のある特定健康診査受診者の方にアプリを活用した禁煙支援プログラムを提供し、禁煙を希望する方がたばこをやめられるように支援</li> </ul> </li> <li>○ 受動喫煙対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年 6 月に東京都受動喫煙防止条例を制定し、令和元年 9 月 1 日に一部施行、令和 2 年 4 月 1 日に全面施行</li> <li>・ 標識ステッカーの配布</li> <li>・ 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例による規制内容等について、屋外ビジョン等を活用した普及啓発を実施</li> <li>・ 受動喫煙対策に関する相談窓口対応や、喫煙室の設置等に関するアドバイザー派遣や AI チャットボットによる問合せ対応を実施</li> <li>・ 喫煙専用室等の設置に対する補助事業の実施（産業労働局補助対象外となる風営法対象の飲食店）</li> <li>・ 喫煙所整備や普及啓発、禁煙治療費助成等を実施する区市町村を支援</li> <li>・ 制度への正しい理解を深めるための事業者向け説明動画の制作</li> <li>・ 施設管理者向けハンドブック（第 3 版）の作成・印刷</li> <li>・ 施設管理者向けハンドブックのデジタルブックの作成・HP 公開</li> <li>・ 都保健所管内（多摩地区）飲食店への施設管理者向けハンドブックの送付</li> </ul> </li> <li>○ COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ COPD 普及啓発のための動画広告掲出</li> <li>・ COPD 普及啓発のためのパンフレット増刷</li> <li>・ COPD 普及啓発のためのチラシ増刷・配布</li> </ul> </li> </ul>
<p>今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「東京都健康推進プラン 21（第二次）」及び「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」で設定した目標の達成に向け、広域的な普及啓発とともに、区市町村や事業者・医療保険者等の取組を支援し、連携を強化しながら、都民の健康づくりを推進していく。</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「東京都健康推進プラン21（第二次）中間評価報告書」に基づき、健康づくりの推進体制の充実強化を図っていく。</li> <li>○ 「東京都健康推進プラン21（第二次）」の最終評価を進めるとともに、令和6年度を始期とする次期計画策定を行う。</li> <li>○ 令和5年度は、「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」について、令和6年度を始期とする次期計画策定を行う。</li> <li>○ 健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙対策の定着に向け、都民や事業者、東京を訪れる人等が規制内容等を正しく理解し適切に対応できるよう、区市町村や関係団体と連携・協力しながら、啓発を行う。</li> </ul>	
<p>問合せ先</p>	<p>保健医療局 保健政策部 健康推進課</p>	<p>電話 03-5320-4356</p>